

## 審 査 基 準

平成28年1月14日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の13第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）、同第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第32条（許可証の書換えの申請）、同第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）、同第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：5日（書換えにあつては3日、行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
問 合 せ 先：申請先の警察署の生活安全課（係） 熊本県警察本部生活環境課（電話番号：096-381-0110）
備 考：